

第六章 加盟及罰則

第廿五條

本會に加盟せんとする組合は左の要件を具備せしむるを要す。

①全國労働組合同盟加盟組合たること

②身元足額を金費する物件以外大会及び執行委員會の決定する限

本會の負債を了す

③將來の税退及被税退の際、財産上何等の請求をなすべからず（規約に）

第廿六條

本會に加盟組合に存在する事項に該當するものは大会及び執行委員會決議

により修補其他処分を全國労働組合同盟本部に申請し、処分決定す

本會の権利を停止す。

④全國労働組合同盟基本會の綱領、主張、規約の遵守せらるる場合

⑤第廿五條の項の義務を履行せらるる場合

⑥全國労働組合同盟基本會の統制に服せらるる場合

第七章 附則

第廿七條

本規約は大会の決議を経て之を修正し得るを得ず

第廿八條

本規約は昭和五年六月十日より之を施行す。

(以上)